附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十七日

経済産業大臣　梶山　弘志

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表記） 第八百十四条　騒音計の表記事項は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。 （性能） 第八百十六条　騒音計の性能は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。 （検定公差） 第八百三十三条　騒音計の検定公差は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。 （構造検定の方法） 第八百三十四条　騒音計の構造検定の方法は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。 （器差検定の方法） 第八百四十五条　騒音計の器差検定の方法は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。 （性能に係る技術上の基準） 第八百四十六条　騒音計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。	（表記） 第八百十四条　騒音計の表記事項は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。 （性能） 第八百十六条　騒音計の性能は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。 （検定公差） 第八百三十三条　騒音計の検定公差は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。 （構造検定の方法） 第八百三十四条　騒音計の構造検定の方法は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。 （器差検定の方法） 第八百四十五条　騒音計の器差検定の方法は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。 （性能に係る技術上の基準） 第八百四十六条　騒音計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。
（使用公差） 第八百四十七条　騒音計の使用公差は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。 （性能に関する検査の方法） 第八百四十八条　騒音計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。 （器差検査の方法） 第八百四十九条　騒音計の器差検査の方法は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇二〇）による。	（使用公差） 第八百四十七条　騒音計の使用公差は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。 （性能に関する検査の方法） 第八百四十八条　騒音計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。 （器差検査の方法） 第八百四十九条　騒音計の器差検査の方法は、日本産業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年八月一日から施行する。

（騒音計の型式の承認の基準に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた騒音計の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（騒音計の基準適合義務に係る特例）

第三条　前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属する騒音計についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和四年一月三十一日までは、なお従前の例による。